

今年も残すところあとわずかとなりましたが、今年の締めくくりとして、クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第2回）をお届けいたします。なお、弊所は、2014年12月25日（木）から2015年1月4日（日）まで休業させていただき、2015年1月5日（月）から新年の業務を開始いたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、ご遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2014年12月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

オーストラリア競争・消費者委員会による2013-14年度の年次活動報告書の発表

2014年10月、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、2013-2014年度の年次活動報告書を発表しました。

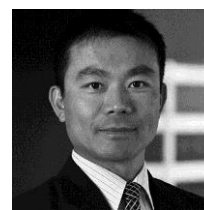
同報告書によると、ACCCは、当該年度において、53件の消費者保護に関する執行手続を行っており、1,200万豪ドルを超える罰金その他の救済措置が採られています。消費者のクレームの主たる内容としては、事業者の非良心的な行為、誤った又は誤解を招く表示行為、消費者に対する欺瞞行為などが挙げられています。

ACCCは、優先的に取締りを行う分野として、以下のような分野や行為を挙げていますので、これらに関わる事業活動を行っている場合は特に注意が必要であるといえます。

- ▶ テレコミュニケーション事業、エネルギー・燃料事業、スーパーマーケット事業
- ▶ インターネット上の価格表示広告、価格比較ウェブサイト
- ▶ 製品・サービスの質に関する表示行為、炭素税の導入・廃止を理由とする製品・サービスの価格設定行為、消費者に法律上与えられている品質保証を受ける権利について誤解を生じさせる行為（特に保証延長サービスの案内に関連して）

この記事のより詳しい内容を英語の原文で読みたい方は、[こちら](#)からアクセスできます。

「当事務所の特長」ビデオ



iPhoneアプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



その他の注目のトピック

「水資源インフラオプションに関する報告書」の発表

連邦政府が 2014 年 10 月に発表した同報告書では、水資源インフラは主として州・準州政府が取り組むものであるが、国家レベルの重要なプロジェクトには連邦政府も関与するとしています。また、全国 63 件の水資源インフラプロジェクトをランク付けし、このうち 31 件のプロジェクトを連邦政府が既に関与している案件、又は将来的に関与する可能性のある案件としています。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

海外のカルテル行為についてオーストラリアにおけるカルテルの成立が否定された事例

航空会社の貨物空輸カルテルの事案において、海外で行われたカルテル行為について、オーストラリアでカルテルが成立するためには、カルテル行為がオーストラリアの市場や価格に影響を及ぼすだけでは十分ではなく、カルテル行為が「オーストラリアの市場において」行われることが必要であるとする連邦裁判所の判決が出されています。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

ACCC による再販売価格設定の許可の提案がなされた事例

ACCC は、一定の要件が満たされる場合には、例外的に事業者による再販売価格の設定を許可することができますが、これまでそのような許可が与えられた事例はありませんでした。ところが、最近、初めてそのような許可が出る可能性のある事例が出てきました。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

株主 100 名ルールの廃止

オーストラリア会社法は、100 名の株主又は議決権の 5%以上を保有する株主に株主総会召集請求権を与えていますが、前者の 100 名の株主による株主総会召集請求権が廃止される見込みとなりました。これには、活動家グループらが上場会社に圧力をかけるための手段としてこの権利を悪用してきたという背景があります。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

オーストラリア・中国間の自由貿易協定

オーストラリアは、韓国、日本に続き、中国との間でも自由貿易協定を締結することになりました。2015 年末までの発効を目指しており、発効すればオーストラリアのエネルギー・資源産業は大きな恩恵を受けることとなります。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

オーストラリアの贈収賄防止法

オーストラリアでは、連邦法及び各州・準州の法律によって贈収賄が禁止されています。外国公務員に対する贈賄や民間人の間における贈収賄（**secret commission** と呼ばれます）も禁止対象となっています。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

クイーンズランド州の水資源管理制度の変更

法改正により、クイーンズランド州の水資源の管理制度を現代化、合理化及び簡素化するための変更がなされることになりました。同州で水資源を利用する事業（鉱業、農業等）を行っている企業は、制度の変更が事業に与える影響について確認する必要があります。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

クイーンズランド州の土地利用計画に関する制度の変更

クイーンズランド州政府は、クイーンズランド州の土地の利用計画・開発に関する制度を刷新する作業に取り組んでいます。同州で不動産開発等の事業を行っている企業は、制度の変更が事業に与える影響について確認する必要があります。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

ニューサウスウェールズ州の開発許可制度の変更

ニューサウスウェールズ州における一定の大規模な開発プロジェクトについて認可や大臣への助言を行う権限を有する **Planning Assessment Commission (PAC)** を廃止する提案が同州政府の鉱物産業タスクフォースから出されています。PAC は独立した専門家から構成されており、政治的に中立な立場から判断を下すことが期待されているのですが、同タスクフォースは、その点について、逆に PAC の判断には透明性や確実性がないとして懸念を示しています。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

最近の出版物

1. オーストラリアにおけるビジネス展開（2014年度版）

オーストラリア貿易促進庁（Austrade）のサポートを受けて弊所が作成した、2013年12月時点におけるオーストラリアのビジネス環境および法律に関する一般的な情報を提供する冊子です。[弊所のウェブサイト](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. オーストラリア会社法概説（信山社 2014年8月）

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでい

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

す。豪州ビジネスに関わる日本人の皆様のお役に立てるよう、実務的な面もカバーしています。

3. 「オーストラリアの投資規制の概況」
「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」
「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」
(ジュリスト 2014年4月号～6月号)

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに掲載された連載記事。第一回では、日本から豪州に進出する際の第一の関門となるオーストラリアの投資規制の概要とその近況について紹介しています。第二回では、オーストラリアの労働関係規制と最近の動向について、その中核をなすフェアワーク法という連邦法に触れつつ紹介しています。第三回では、オーストラリアの複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について紹介しています。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 末永麻衣
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7019
メール：msuenaga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
木内理恵子
直通電話：07-3292-7599
メール：rkiuchi@claytonutz.com

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。